

大通達甲（捜一）第3号
平成25年3月29日

簿冊名	本部	例規(1年)
	学校・署	例規
保存期間	本部	1年
	学校・署	常用

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

刑事部長

適正な死体取扱業務の推進について（通達）

本年4月1日から警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）が施行されることを受け、警察における死体取扱業務に対する社会の関心がより一層高まっているところである。

このような状況に鑑み、各所属にあつては下記の事項に再度留意の上、適正な死体取扱業務の推進に努められたい。

記

1 基本捜査等の徹底

死体の取扱いに当たっては、犯罪捜査の手続が行われる死体か否かにかかわらず、綿密な現場観察及び死体観察、関係者からの事情聴取、周辺捜査、裏付け捜査等の基本捜査・調査を徹底すること。

2 検視官制度的確な運用

(1) 検視官等に対する報告

死体の取扱いに当たっては、法第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出を受けた時点で、全ての死体について検視官に第一報するとともに、適宜追加の報告を行い、その指示を受けること。

(2) 積極的な検視官の現場臨場

警察署等から報告を受けた検視官は、積極的に現場臨場し、必要な指導・助言を行うこと。

なお、少なくとも焼死、溺死、自殺又は中毒死等の外因死の疑いがある死体、死因不詳の死体、病死の疑いのある死体のうち独居者、若年者、既往症がない者、屋外で発見された者の死体等については全件臨場するよう努めるとともに、警察署長等が犯罪性の見極めの判断を行うに当たっては、これを積極的に支援すること。

3 犯罪死の見逃し防止に向けた措置の徹底

取り扱った死体について、外表からの観察のみでは死因が明らかにならない場合には、

法に基づく検査を積極的に実施すること。また、死体の状況、現場の状況、関係者の供述、検査の結果、立会医師の意見等を慎重に検討し、犯罪性に多少なりとも疑義が残る場合には司法解剖を実施するとともに、司法解剖に至らない場合であっても、死因が明らかにならず、被害の拡大及び再発の防止等の措置を講ずる必要があるか否か判断することができない場合には、法に基づく解剖の実施を積極的に検討すること。

4 適切な遺族対応

遺族から死者の生前の生活状況等を聴取する場合、遺族に対して解剖の必要性や死因等についての説明を行う場合等、遺族に接するに当たっては、軽率な言動を厳に慎み、その心情に十分配慮して対応すること。このうち、解剖の必要性や死因等の説明に当たっては、遺族の理解が得られるよう丁寧な説明を心掛けるとともに、犯罪捜査の手術が行われる場合であっても、犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において、必要な説明を行うこと。

5 教養の推進

死体取扱業務に携わる各警察署の警察官に対し、検視実務専科、警察署における巡回教養、法医学者及び警察医と連携した研修会等効果的・計画的な教養を実施し、その知識技能等の向上を図ること。

(捜査第一課検視係)